

2026 年 7 月 21 日 全 5 頁

26 年度最低賃金改定のポイント②

全国加重平均は 1,160 円台（4%前後の引き上げ）に着地か

経済調査部 エコノミスト 田村 統久

[要約]

- 最低賃金（最賃）改定の審議で参照される経済指標のうち、物価の伸びは生活必需品関連の系列も含め、足元で顕著に低下している。賃上げは一部で加速する一方、一部で減速するなどまちまちだ。賃金支払能力は中小・零細企業で悪化した可能性がある。
- 高市早苗政権が「全国平均 1,500 円」という政府の最賃目標の達成に関して、従来のような「2020 年代」にこだわらない姿勢を示したことなども勘案すると、26 年度の最賃引き上げ率（額）は 4%前後（40 円台）、改定後の最賃額は 1,160 円台とみている。

CPI 上昇率の低下などにより最賃引き上げペースも鈍化へ

中央最低賃金審議会（以下、中賃審）で 2026 年度の最低賃金（以下、最賃）改定にかかる議論が進んでいる。7 月下旬には、中賃審が最賃引き上げ額の目安を答申するとみられる¹。

7 月 9 日に公表した「[26 年度最低賃金改定のポイント①](#)」（大和総研レポート）で述べたように、26 年度の最賃改定に先立ち、高市早苗政権は「全国平均 1,500 円」という政府の最賃目標の達成に関して、従来のような「2020 年代」にこだわらない姿勢を示した²。また、中賃審は前年度のように、地方で目安を大幅に上回る最賃引き上げや指定日発効（改定後の最賃発効日の後ろ倒し）が多発することへの懸念を露わにした。

本稿では、そうした状況の変化などを念頭に置きつつ、最低賃金法が指定する 3 要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」で、いわゆる「法定 3 要素³」）に基づき、26 年度の最賃引き上げ率がどの程度になるのかを検討したい。

¹ 最低賃金の引き上げ額は、中央最低賃金審議会が厚生労働大臣に答申した目安を参考に、各都道府県の地方最低賃金審議会が検討して地方労働局長に答申し、最終的に地方労働局長が決定する。

² 「経済財政運営と改革の基本方針 2026（原案）」（2026 年 6 月 30 日）では、前年度に政府が示していた 20 年代に全国平均 1,500 円という最低賃金目標の達成に向けて「官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」（p. 11）と述べている。

³ 最低賃金法（第 9 条第 2 項）では、地域別最低賃金の決定に際して 3 要素を考慮するよう求めている。

CPI 上昇率は「持家の帰属家賃を除く総合」も生活必需品関連の物価指数も顕著に低下

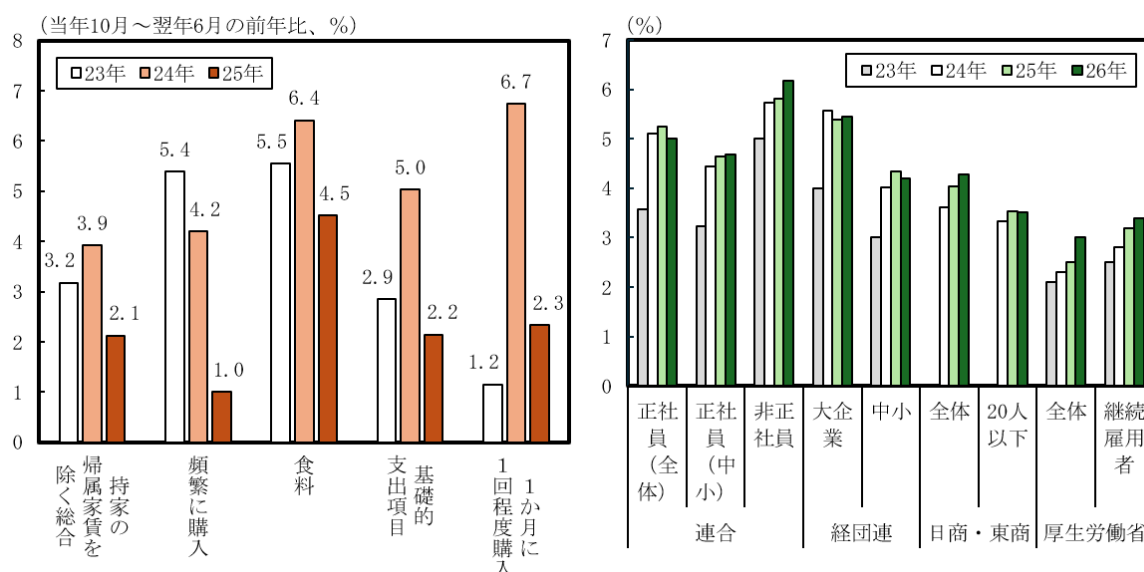
法定3要素のうち、特に26年度の最賃引き上げ率に影響するとみられるのが「労働者の生計費」だ。「労働者の生計費」を考慮するために参照されるのは消費者物価指数（CPI）の伸びだが、足元で顕著に鈍化している。

前年度の最賃改定にあたり、中賃審の「地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解⁴」（以下、公益委員見解）が参照したCPIの系列のうち、中賃審における実際の議論（7月中旬～8月上旬に答申）に倣う形で、各年の10月から翌年6月（25年分は26年5月）までの前年比を計算したのが**図表1左**である。

なお、公益委員見解によると、最賃改定をめぐる議論の基準となるのは「持家の帰属家賃を除く総合」だ。「頻繁に購入」する品目、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目が参照されたのは、いずれも生活必需品との関連が深い系列であるためとみられる。

図表1左によると、CPI上昇率はいずれの系列も、24年から25年にかけて大きく低下した。「持家の帰属家賃を除く総合」は24年で前年比+3.9%だったが、25年は同+2.1%にとどまる。24年に「持家の帰属家賃を除く総合」より高い伸び率を示していた生活必需品関連の系列も、25年は食料（同+4.5%）を除き、1～2%台へと低下した⁵。

図表1：中賃審で参照される各種CPI上昇率（左）、賃上げ率（右）の推移



（注）左図のCPI上昇率は各年10月から翌年6月（25年分は26年5月）までの前年比。右図の連合は日本労働組合総連合会の集計値で、中小は300人未満の企業、非正社員は有期・短時間・契約等労働者。経団連は日本経済団体連合会の集計値で、大企業（中小）は500人以上（未満）。26年は第1回集計、その他は最終集計。日商・東商は日本商工会議所・東京商工会議所。厚生労働省は同省「賃金改定状況調査」による。

（出所）総務省、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所・東京商工会議所、厚生労働省より大和総研作成

⁴ 中央最低賃金審議会では通例、労使の意見の一致を見ないままに、この公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示することが決定される。

⁵ 2025年度の最低賃金改定における公益委員見解では、「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の『持家の帰属家賃を除く総合』が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある」（p.3）と整理した。

賃上げはまちまち、賃金支払能力は中小・零細企業で悪化した可能性

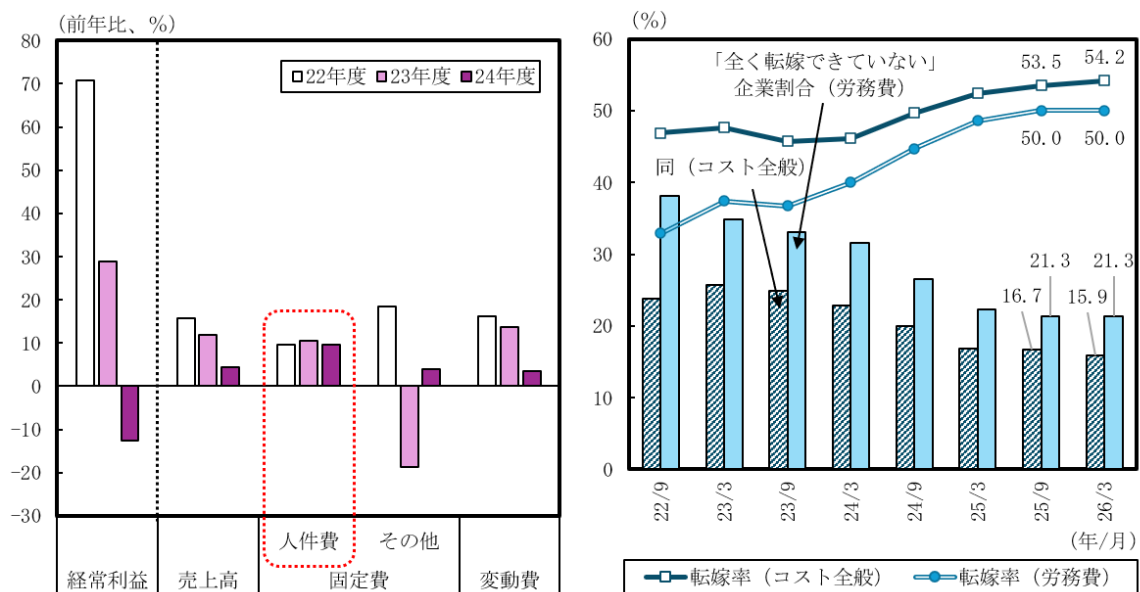
「労働者の生計費」以外を見ると、「賃金」、すなわち賃上げ動向はまちまちと評価できそうだ。公益委員見解で例年参照される賃上げ率の指標をまとめると、**図表 1 右**の通りとなる。

これによると、日本労働組合総連合会（連合）が集計する非正社員（有期・短時間・契約等労働者）の賃上げ率や、厚生労働省「賃金改定状況調査」の賃金上昇率など、明確に改善した指標がある一方、24 年から賃上げ率が低下したり、横ばい圏で推移したりした指標もある。

また、「通常の事業の賃金支払能力」は中小・零細企業で悪化した可能性がある。財務省「法人企業統計調査」（年次別調査）によると、直近にあたる 24 年度の経常利益は資本金 1,000 万円以上の企業で前年比+8.5%（23 年度は同+11.3%）と増加が続く一方、1,000 万円未満は同▲12.7%と 3 年ぶりに減少した。内訳を見ると、コロナ禍からの経済活動の正常化等に伴う売上高の増加が一服する中、賃上げや従業員数の増加により人件費が一定の伸びを維持している（**図表 2 左**）。

中小企業における人件費の負担増は、労働分配率にも表れている。資本金 1,000 万円以上は 24 年度に 61.4%（前年差▲1.4%pt）と、4 年連続で低下した一方、1,000 万円未満では 81.5%（同+1.5%pt）と、3 年ぶりに上昇した。

図表 2：企業収益（資本金 1,000 万円未満、左）、価格転嫁（右）の動向



（注）右図の「全く転嫁できていない」企業割合は、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」で転嫁率を「0 割」「マイナス」と回答した企業の割合を指す。なお、「価格転嫁不要」「当該費用は支払代金に含まれない」と回答した企業を除くベースで試算している。

（出所）財務省、中小企業庁より大和総研作成

24 年度以降の業況を確認すると、資本金 2,000 万円以上の企業を対象とした日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）の業況判断 DI（全規模全産業の「最近」、「良い」－「悪い」）は、26 年 6 月で+18%pt と前年同期から 3%pt 改善した。他方、中小企業（中小企業基本法の定義に従う）を対象とする中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」の同 DI（同「前

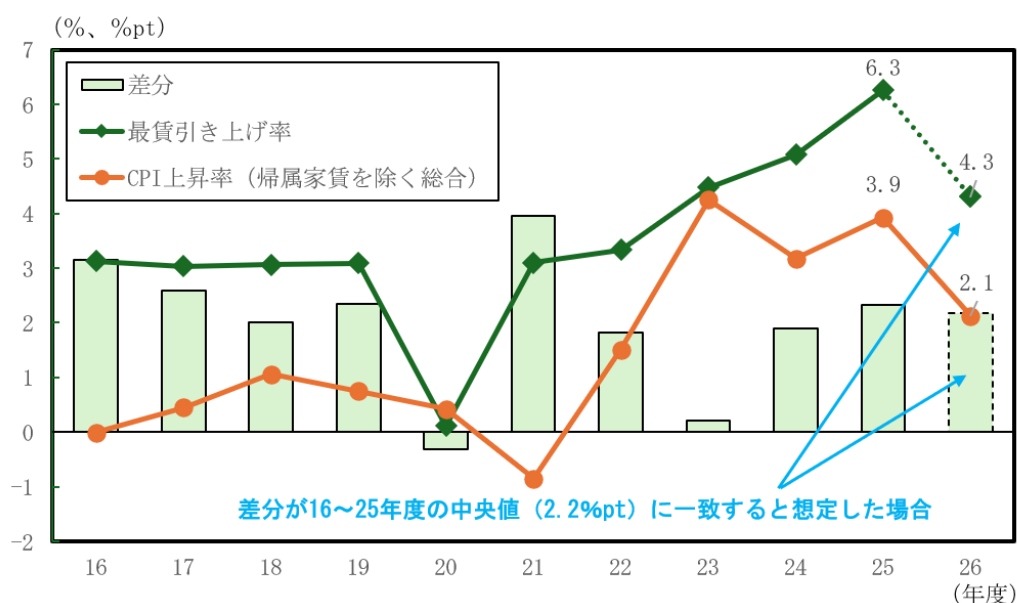
年同期差」、「好転」－「悪化」)は26年4-6月期で▲18.7%ptと、前年同期からマイナス幅が2.4%pt拡大した。大企業に比べ、中小・零細企業の業況改善が停滞している可能性がある。

中小企業の価格転嫁の動向を確認すると、24年度から25年度にかけて、コスト全般の増加を価格に「全く転嫁できていない」企業割合は低下し、転嫁率は上昇した(図表2右)。コストのうち、労務費の増加に関しても同様の傾向が見られる。ただし、26年3月における労務費の「全く転嫁できていない」企業割合と転嫁率は25年9月と同水準であり、価格転嫁の広がりが停滞している可能性もある。

26年度の引き上げ率は4%前後か

毎年度の改定で参照される「帰属家賃を除く総合」のCPI上昇率(前年度10月～当年度6月(26年度分は26年5月))と最賃引き上げ率の推移を確認すると、CPI上昇率をやや上回る引き上げが行われることが多い(図表3)。26年度の両者の差分が、直近10年度の中央値に一致すると想定した場合、CPI上昇率の低下を織り込んだ引き上げ率は4.3%と試算される⁶。

図表3：最低賃金引き上げ率とCPI上昇率の推移



(注) CPI上昇率は前年度10月から当年度6月(26年度分は26年5月)までの前年比。

(出所) 厚生労働省、総務省より大和総研作成

ただし、前述した通り、中小・零細企業の「通常の事業の賃金支払能力」は悪化した可能性がある。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)の企業における25年度最賃改定の影

⁶ なお、最低賃金が政府目標の下で改定されるようになったのは2016年度以降である。最低賃金が時給のみで表示されるようになった02年度から15年度の最低賃金引き上げ率とCPI上昇率(帰属家賃を除く総合)の差分を確認すると、その中央値は+1.2%ptとなる。

響率⁷は 27.7%（24 年度改定は 23.2%）に達しており⁸、積極的な最賃引き上げが中小・零細企業の労働需要を過度に押し下げることが懸念される。特に 25 年度改定で目安を大幅に上回る最賃引き上げが広がり、その影響の検証が待たれる中で、積極的な最賃引き上げが続くことにはリスクが伴う。

また、政府の最賃目標の達成にあたり、4%超の最賃引き上げが不可欠というわけでもない。高市政権が「全国平均 1,500 円」という目標達成の最終期限に掲げているのは「2030 年代前半」と解釈され⁹、目標達成を 34 年度とする場合、引き上げ率は年率 3.3%で足りる。

こうしたことから 25 年度に 6.3%だった最賃引き上げ率（全国加重平均）は、26 年度に 4%前後に低下すると筆者は予想している。引き上げ額にして 40 円台（25 年度は 66 円）、改定後の最賃額は 1,160 円台（同 1,121 円）だ。

なお、「[26 年度最低賃金改定のポイント①](#)」で述べた通り、26 年度の最賃改定では、地方最低賃金審議会（地賃審）の改定内容に対する説明責任が例年以上に問われる。地賃審には、法定 3 要素や中賃審が示す目安を念頭に、より経済実態に即した審議を行うことや、その内容をより透明化していくことなどが期待される。

⁷ 最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

⁸ 令和 8 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 1 回）資料「資料 No. 2 主要統計資料」（2026 年 6 月 26 日）

⁹ 脚注 2 を参照。